

2018.9.26 大学生協九条の会講演会

～核兵器禁止条約で変わる世界～

講師：ピースボート 川崎 哲

(ICAN 国際運営委員)

於：大学生協杉並会館



ご紹介頂きました川崎です。学生の時から大学生協が平和活動、核廃絶署名などに取り組んでいたという記憶がまだ残っています。広島、長崎の惨禍や第五福竜丸の被曝などを伝えていくということが日本における平和活動の基礎にあると思います。

今日これから核兵器に関する技術的なことや国際政治に関わる問題についてもお話をさせていただきますが、最も重要なことは、1945年に終わった第2次世界大戦の戦争の惨禍をきちんと受け継ぐことにあります。

人間というのは、忘れたところに再び過ちを犯す、わかっているのに繰り返す存在なのだと思います。しかし戦争、とくに今日の核のある世界に於いて戦争は必然的に核兵器による破滅を導きますので、そのような事態を防がなければなりません。

その防ぐ方法はさまざまありますが、国際条約もその一つです。そこに核兵器禁止条約の意義があるわけですが、根本的には戦争は恐ろしいものであること、核兵器が使われたから取り返しのつかない大変なことになるということを人々が記憶し、その思いを受け止めることがとても大事であると思います。

繰り返しになりますが、学校教育や様々な地域の活動などを通じて戦争の恐ろしさ、原爆の苦しみを伝えていくということがこの運動の基礎にあると考えています。

昨年 ICAN がノーベル平和賞を受賞して以来繰り返して言ってきたことは、この賞というのは、被爆者の皆様とともに取った賞であるということです。ICAN は 2007

年に始まりましたので、まだ十年あまりの歴史しかありません。しかし被爆者は、原爆が 73 年前に投下されたその日から、その苦しみを受けた人達の決してこのような苦しみを繰り返してはならないという怒りと悲しみと言葉にできない思いを抱えてこられました。

そのようななかから、勇気を振り絞って、語り継いでこられた被爆者とそれを支えてこられた様々な人びとが担ってきた運動の積み重ねの上に国際活動としての ICAN が生まれ、その成果としての核兵器禁止条約です。この運動を切り開かれた核の被害者である被爆者とともに頂いた賞なのです。

ICAN がノーベル平和賞を取ったというと、なにか外国の遠くの団体が受賞し、外国の式典で表彰されたという理解になりがちですが、そうではなく、まさに広島・長崎の運動が世界に結びついた結果として生み出された賞なのです。

そのような当事者としての私達日本の果たすべき役割とは何かということが大きな問題となります。

いま全国でノーベル平和賞のメダルを見て頂いています。現在、明治大学博物館に飾ってありますが、この夏新宿の盆踊りで使って頂いたり、毎日新聞の小学生新聞の子供達の集まりで見て頂いたりしています。これは、みんなでとった賞だから、みんなにみてもらいたい、感じてもらいたいとの思いからです。

ICAN は現在 500 団体が参加する大きな NGO の連合体です。私達ピースボートがその一つとして所属し、同時に ICAN 全体の執行部である運営グループに参加する 50 団体の一つでもあります。私がピースボートを代表して ICAN の運営グループに参加しています。

ピースボートは、ICAN のメンバーとして様々な活動をしていますが、最も重要な活動としてヒバクシャ地球一周証言の航海をおこなっています。これは広島・長崎の被爆者の方々が船に乗って世界中の国々で被爆証言をするというプロジェクトです。このプロジェクトは 2008 年に始め、170 人以上の被爆者の方々が世界を一周して証言して頂きました。いまはインド洋にいますが、ヨーロッパ各国で、被爆証言を行いながら、核兵器禁止条約への署名や批准を促す活動に参加されます。

しかし私達は、広島・長崎の話をすると同時に他の核の被害者とも繋がろうと力をいれています。これは南太平洋のタヒチの写真ですが、タヒチでは 1960 年代～90 年代まで約 200 回の核実験が行われました。現在核実験は行われていませんが、自分達の核被害に焦点をあてて自分達自身を組織し始めたのは 2000 年代に入ってからです。ようやく健康被害、環境被害に関する調査研究や活動が現地で始まり、現在一部フランスへの訴訟などが始まったという状況です。

また同じようにビキニのあるマーシャル諸島はアメリカの核実験場でもあり、今日までこの問題が継続しています。あまり知られていませんが、オーストラリアでもそ

うした核被害に関わる問題があります。

オーストラリアではイギリスが 1950 年代に核実験を行い、この間、ピースボートに乗船されたオーストラリアの先住民族の方が核実験と核被害に対する認知と補償を求める運動をすすめています。

また彼らは別の核被害を訴えています。それは、ウラン採掘による被害です。ウランは核兵器や原子力の大元の物質ですが、オーストラリアはウラン埋蔵量の多い国です。先住民族はすでに数千年前から暮らしており、特定の地質が病気になる危険性を持っていることを伝統的な知恵でわかっています。植民者や海外企業が先住民と採掘契約を交わし採掘し、日本などに輸出し利益を得ています。オーストラリア自体には核兵器も原発もありませんが、ウランを輸出して儲けるわけです。



この写真は、右の方が長崎で被爆された日本被団協の田中熙巳代表委員ですが、かれは8月9日に長崎の平和祈念式典で被爆者を代表して平和の誓いをなされた方です。左側の方は福島県飯舘村の長谷川夫妻ですが、ご夫妻は、七年半前の原発事故で営んでいた酪農を放射能の影響で続けることができず、廃業に追い込まれ、つい最近まで避難生活を余儀なくされました。実は福島第一原発の原子炉はオーストラリアのウラン核燃料が使われていたことがオーストラリアの国会で問題となりました。このように核の連鎖がつながり、それぞれの段階で核被害者が生まれています。その最後の段階が核兵器の使用であり、それが広島・長崎の被爆者となりました。

人類史上、原爆が落とされたのは2回だけですが、しかし核実験は2,050回以上にわたって行われました。しかしその被害者は未だに放置されたままです。日本には不幸にも核に関わる様々な形の被害者が産み落とされました。核兵器の使用場面における広島と長崎、実験過程における第五福竜丸の被曝、そして福島の核原子炉の溶解という形で生み出された様々な核被害者を持つ国であるからこそ、その苦しみとその実

相を生の声で世界に伝えることが世界に対する責任であると、私達はそういう思いをもって、ICANにおいて日本ができる活動を担ってきました。そのような取り組みが昨年の核兵器禁止条約の成立につながり、賞を受けたわけです。



これは授賞式の壇上にあがった三人の女性の写真です。右の方は、スウェーデン出身のICAN ジュネーブで活動する二児の母でもある35歳という若いリーダーである事務局長のベアトリス・フィンさん、真ん中の方が、13歳の時に広島で被爆され、その後カナダに移住された今年86歳になられるサーロー節子さんです。

ICANは500以上が参加する団体ですので、だれがスピーチするのかは論議になりましたが、一致してその壇上には被爆者がいなければならないということになり、サーローさんが選ばれました。また賞を授与するノーベル平和委員会の委員長も女性のベリット・レイスアンデルセンという方です。

式典はオスロの市役所で行われました。ノーベル平和賞は例年ノルウェーの首都オスロで10月第一週に発表されますので今年は10月5日に発表になるかと思えます。



この写真は、前列がICANの中心メンバーですが、二列目は核兵器禁止条約の作

成に貢献した国々の外交官です。ここにはオーストリア、アイルランド、南アフリカ、コスタリカの外交官がいます。

これらの国々は大国というより、規模でいえば中小国ですが、運動を牽引してきた国々です。先ほど ICAN は若いメンバーが多いといいましたが、ご覧の通り女性が多いということです。ICAN の会議は、女性の占める割合が非常に高いです。また非常に多くの国から様々な核プランをもって参加されます。

広島・長崎というきっかけがなくとも核兵器の廃絶に一生懸命になれるということです。ベアトリス・フィンが取材で参加の動機を尋ねられて、私の生まれたスウェーデンのある街で移民と難民との出会いのなかで国際的な活動に関心を持ち、貢献できる国際 NGO を担いたいと思い、ジュネーブで核兵器問題に出会ったと語っていました。



これは 12 月 10 日のノーベル平和賞の授賞式後の行進の様子ですが、「JOIN THE BAN(核兵器禁止条約に参加しよう)」と呼びかけるものでした。

これ以来、ICAN が一番力を入れていることは、一つでも多くの国に核兵器禁止条約に入ってもらおうことであり、その対象は、私達の場合は日本になります。ヨーロッパでは、まだドイツを含む NATO 諸国も入っていません。

ノルウェーもまだ残念ながら入っていません。平和賞を授与するノルウェーノーベル委員会は国とは独立した機関ですが、委員は国会から選ばれます。日本であれば、国会や政府から選ばれた委員が政府に相反する活動団体に賞を授与するということは考えられないのですが、ノルウェーは違います。ノルウェーの国会が選んだ委員会が ICAN にノーベル賞を与え、ICAN はノルウェー政府に核兵器禁止条約に入るべきだと訴えて、いま真剣に論議がすすめられているところです。

広島・長崎の被爆者も受賞会場のオスロを訪問するということが決まった時、東京では、多摩市長や恵泉女学園大学学長が募金を呼びかけ、多額な寄付金が集まり、派遣することができたと言います。広島の被爆ピアノが祈念コンサートに運ばれ、広

島・長崎の原爆資料館の展示品がオスロに貸与され、一年間市役所前のノーベル平和センターに展示されています。

このノーベル平和センターには12月の授賞式から翌年の授賞式直前の11月末まで、最新の受賞者による展示が行われます。このように広島・長崎の思いや声が現実的にノーベル平和センターに反映し、ICANのノーベル平和賞受賞の意味を一層深くしてくれたと思っています。

このノーベル平和賞受賞という意味を踏まえて、核兵器の話に移りたいと思います。

核兵器とはウランまたはプルトニウムを使った兵器です。天然にあるウランを一定程度に濃縮したウランが原発の燃料になり、更に濃くした高濃度ウランが核兵器に使われます。全く同じ濃縮技術でつくることができます。長崎で使われたプルトニウムはこの濃縮ウランを燃やしてできた物質であり、天然には存在しません。

ということは原発のゴミからプルトニウムができるというわけです。それがいわゆる使用済み核燃料の再処理をするか、しないかという問題に関わってきます。

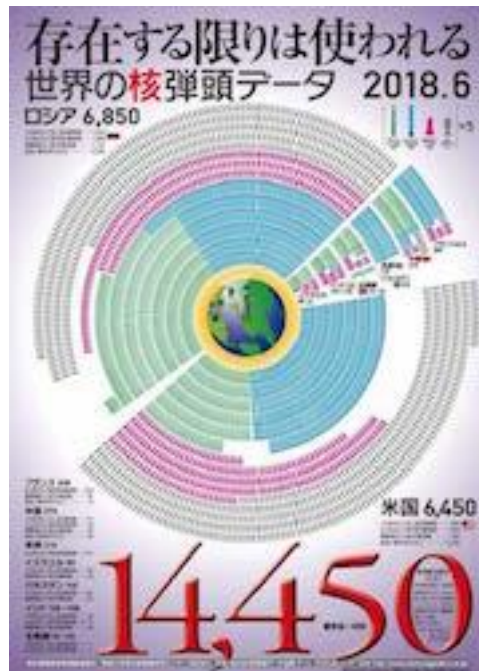
日本は、原発で燃したゴミからプルトニウムを取り出し、再利用しようとしてきました。それは即核兵器の原料になるということです。しかし政府は核兵器をつくるわけではないと説明し、取り出したプルトニウムを再利用して原発の燃料にすると断言してきました。



日本は約47トンのプルトニウムを保有
＝核兵器7～8,000発分

長崎大学核兵器廃絶研究センター

しかしこれは実態としては破綻しているにも関わらず続けており、その結果として日本は現在47トン(2016年末現在)というプルトニウムを保有するプルトニウム大国になってしまいました。これによって7,000発から8,000発の核兵器をつくることができます。いま同様に存在するプルトニウムや高濃度ウランは全部掻き集めると約106,000発以上の核兵器をこれからつくることができます。これは非常に重要な核材料物質です。



この 10 万発という数を頭にいった上で、現実にもどりのくらいの核兵器が存在するののかといえ、大体 14,000 発から 15,000 発位存在しています。この大部分は、アメリカとロシアのもので、双方で 6,000 発から 7,000 発の同じ位の核兵器をもっています。9 割以上が米ロです。その次は、桁が違いますが、フランス、中国、イギリス、パキスタン、インド、イスラエル、そして北朝鮮の順であり、全部で 9 ヶ国が核保有国となります。フランスからイスラエルまでは大体 300 から 100 発位、北朝鮮は 10 発から 20 発位です。



米ロが中心と言いましたが、世界の核兵器の総数を 1945 年から今日までの推移で見れば、よくわかります。赤がアメリカ、青がロシア、その青の上にわずかに見える

色がその他大勢の合算数です。

核兵器は1945年につくられますが、最初はアメリカだけでしたが、ソ連が参入し、核軍拡競争が進むにつれて増えて冷戦直前まで続きます。ピークは1980年半ば以降にあります。64,000発前後です。この頃私は中学生でしたが、両親に連れられて広島に行ったことを覚えています。当時アメリカとソ連は核戦争をして世界が滅びるという危機意識が世界的に強くありました。

しかし、今から30年前、1989年に冷戦が終わると一気に核兵器の数は下がってきます。下がったことによって核の対立が終わりになるかとの印象もありました。しかし核兵器の数が一気に下がることによって、意識も一気に下がってしまいました。そのまま一気に下がってくればよかったです。2000年代半ば以降、その削減ペースが失速します。核保有国は、冷戦が終わったことによって核兵器を保有する理由がなくなったために削減を始めましたが、途中から核兵器を持ち続ける理由を見つけて削減をやめたというのが大体の流れです。それでいま15,000発近くはまだあるわけです。

全体をみて64,000台から14,000台に減少したと言っても、冷静に考えれば、まだ15,000発あります。広島と長崎で2発ですから、15,000発というのは、明らかに全人類を皆殺しにして余りある核兵器です。保有数が減ったと言っても実際それが使用されるリスクは逆に高まっています。

それは様々な地域情勢、地域の不安定化、例えば中東地域、私達の住む東アジア、各地で起きているテロ問題、サイバー攻撃、コンピュータハッキングなど全てを総合して考えると核兵器が使われるリスクはむしろ高まっていると言えるからこそ、原子力科学者会議という世界的な集団がいま終末時計は零時2分前を指しているの見立てています。この2分前という針は、核兵器が64,000発のあった1980年代より針が進んでいます。核保有の数が減ったにも関わらず、針は進んでしまいました。

昨年一年間は、かつてなく私達の住むこの地域に軍事的緊張が高まった年でした。北朝鮮による核ミサイル実験とこれに対する制裁が挑発の連鎖となって軍事行動すれすれのところまで行ったわけです。仮にそこで軍事行動が起きていけば、当然核兵器をもつ米朝のどちらかを問わず、核兵器が使われる危険性が非常に高かったと言えます。

しかし今年に入り、平昌オリンピック以降、韓国の文在寅大統領の外交的なイニシアチブもあり、南北会談に続き米朝会談が行われました。この米朝会談を踏まえて、どのように非核化をすすめていくかという議論が現在すすんでいます。

このプロセスを通じて2つのことが確認されました。それは朝鮮半島の平和、朝鮮戦争を終わらせるという平和の保障と非核化の達成という原則に関する合意が成立したということです。米朝首脳が直接会うという歴史的な前進がありました。

しかし歴史的な前進がありながらも、なにかすっきりしない感覚をお持ちであろう

と思います。その理由はなにかと言えば、二人のことを信用できないということにあるかと思いますが。

つまりドナルド・トランプと金正恩が署名したと言っても守らないかもしれない、これまで言ったことを翻すかもしれないという不信です。それはなぜかと言えば、お互いに前科があるからです。それではどうすれば良いか、つまり平和でいきましょう、非核化でいきましょうと双方の指導者が言っても信用できない場合、どうすれば良いのかという問題を解決するために国際法というものがあるわけです。

つまり国家をしぼる枠組みが必要だということです。国家のリーダーが入れ替わっても条約にその国が加入していれば、その国家の行動に対する法的拘束力をもつという枠組み、つまり平和と非核化を担保する枠組みが必要であるということです。それが曖昧だからこそ、私達はこの二人を見て不安を覚えるのです。



そのような観点からこの6月12日の米朝首脳会談で開催されたシンガポールに私は、フィンらのICANのメンバーとともに訪れ、米朝を含む関係諸国に提言を出しました。その提言とは、いま申し上げましたように、国際法の枠組みを使って朝鮮半島の平和と非核化をきちんと担保し、その国際法というもののなかに核兵器禁止条約を位置づけなさいという提言です。

今後追加的交渉と会談を通じて枠組みを決めていくというなかで、その法的な枠組みのなかに核兵器禁止条約を位置づけるということがなければ、朝鮮半島の平和と非核化と言ってもそれは怪しいものであるということです。

もちろん核兵器禁止条約だけでなく、他の法的枠組みが存在することは承知しています。

核不拡散条約 (NPT)

- 1970 発効
- 核兵器国 5カ国
米・ロ・英・仏・中
- 非核兵器国 186カ国
- 非核兵器国は核を持たない(不拡散)
- かわりに核兵器国は核軍縮する(NPT第6条)



もう一つの条約について触れさせて頂きたいと思います。

核不拡散条約です。これは核兵器禁止条約ができる前から存在した条約です。1968年に成立し1970年に発効しました。今年で50年目を迎える長い歴史をもつ条約です。この条約をNPTと呼びますが、米ロ英仏中の5ヶ国が核保有を認められ、それ以外の国の核保有を禁止するという条約です。持つてはいけない国家に核を持たせないことを「核不拡散」、「拡散防止」といっています。これがこの条約の主眼です。素直に読めば、なんて自分勝手な条約なのかと思いませんか？核保有国が核を独占し、特権を認めろというものです。

先ほどシンガポールの首脳会談で署名する写真をみて頂きましたが、片や7,000発をもつ国と片や10発ほどをもつ国です。7,000発をもつ国が、対等な交渉だと語り、北朝鮮の完全な非核化を求めるということに根本的な不公正があることを忘れてはいけません。

NPTは、そういう意味で根本的な不公正さをもつ条約です。しかしすぐNPTを止めろと言うつもりはありません。なぜかと言えば、不公正なNPTでも第6条によって核軍縮が義務づけられているからです。これは非常にざっくりとした規定であり、誠実に交渉するとしか書かれていません。しかし国家は条約に加入した以上、法的に拘束されることとなりますので、5ヶ国は核軍縮が義務づけられるわけです。

冷戦終了段階で、核兵器で対立する時代ではないとして真剣に取り組めば、技術的に核兵器を解体することができたわけです。しかし5ヶ国はそれをやらなかったのです。NPTが成立してから50年経ってもまだ15,000発ほど残っています。だからこのNPTにだけ任せてはいけないとの判断から、新しい枠組みとして核兵器禁止条約ができたのです。

新しい条約の形成過程について移ります。

経過

- 2010.4 赤十字国際委員会(ICRC)の声明
5 NPT再検討会議、核兵器禁止条約に留意
- 2012.5 核の非人道性に関する共同声明(16カ国)
- 2013.3 核の非人道性に関するオスロ会議
10 日本、非人道性共同声明に参加
- 2014.2 核の非人道性に関するナジャリット会議
12 核の非人道性に関するウィーン会議
- 2015.1 人道の誓約
5 NPT再検討会議、禁止条約を議論
- 2016.2~8 禁止条約に関する国連作業部会
12 禁止交渉開始のための国連決議71/258

最初は 2010 年に赤十字国際委員会が声明を発表したことにはじまります。「いかなる核兵器の使用も壊滅的な人道上の被害を招く。もって国際人道法と合致しない。禁止し廃棄すべきである」という声明です。赤十字がこの声明を出したということは大変意味が重いものでした。なぜかというと、赤十字は政治的な発言をしてはならない「政治的中立」を旨とする人道機関であったからです。

赤十字の声明は、北朝鮮の非核化やアメリカとロシアなどへの核軍縮交渉に口出しをするというのではなく、「どの国の核兵器であれ、使われてしまえば、取り返しのつかない影響を人間と人間社会に及ぼすのでやめなさい」というものです。

この人道的な中立機関の「いかなる国の核兵器の使用」に言及するこの発言は、核兵器を巡る論議に大きな影響を与えました。それまで核兵器の議論は基本的にパワーバランスと軍備管理でしたので、相手国が 3,000 発を減らせば、自国も 3,000 発を減らすというパワーバランス論でした。

この発言はこのパワーバランスに支配された核兵器を巡る言論を大きく変容させました。「誰のものでもいい、人間が問題なのである」としたからです。核兵器の非人道性をキーワードにその後 2012 年から 2015 年にかけて核兵器の非人道性に関する論議が続けられました。この進展は、対人地雷やクラスター爆弾が禁止された時期と重なっていました。これらの論議もまず人道上的影響に関する論議が始められ、その後それらを非人道的兵器と認定し、その使用を法的に禁止するという段階を踏みました。核兵器についても同様な流れがあります。

核兵器禁止条約交渉会議

●国連総会決議 71/258
核兵器の全廃につながるような、核兵器を禁止する法的拘束力ある文書（＝条約）を交渉する国連会議

●議長 エレイン・ホワイト大使（コスタリカ）

●コア・グループ
オーストリア、ブラジル、
アイスランド、メキシコ、
ナイジェリア、南アフリカ
+ ICRC

●会議の日程
3月27日～31日
6月15日～7月7日



核兵器の非人道性に関する論議は、第一回をノルウェー、第二回をメキシコ、第三回をオーストリアで行われました。昨年の2017年3月から4月にかけてコスタリカを議長にして実際の条約交渉が進められ、被爆者の証言がコスタリカ政府の求めに応じて行われました。

この交渉会議を通じて核兵器を持たない国々と市民社会の代表が一緒になって条約をつくりました。いなかったのは、核保有国と日本のような自国は核兵器をもたないが、核兵器に依存する国です。このような国は、現在約40ヶ国です。この内9ヶ国が核保有国であり、約30ヶ国が核兵器依存国ですが、その大部分はNATO（北太平洋条約機構）に加盟する25ヶ国です。それ以外は日本、韓国、オーストラリアです。国連加盟国は190ヶ国ですので、40ヶ国しかないということです。

昨年7月に核兵器禁止条約が採択されたとき、圧倒的多数は、賛成票を投じました。加盟国の3分の2です。アメリカ、日本は策定交渉に参加せず、ボイコットしました。

核兵器禁止条約

Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons

A/CONF.229/2017/L.3/Rev.1

交渉会議には130カ国以上が参加

2017.7.7 賛成122、反対1（オランダ）、棄権1（シンガポール）で採択

この国連で採択した時の電光掲示板をみて皆さんにイメージを持ち帰って頂きたいのは、私達日本が少数派であるということです。世界の多数国は「自らの国家安全保障には、核兵器はいりません」という条約への賛成意志を表示したのです。反対した、或いはボイコットした国の方が少数派であるということです。

つまり世界には、まだ核兵器は必要であるという少数国と、もう核兵器は要らないという多数国があり、私達日本は少数派であるということについて考えてほしいのです。普通社会で、多数派意見と少数派意見に分かれた場合、少数派はその論拠を示さなければなりません。

私達日本は世界からなぜ核兵器が必要なのかを問われている立場にあるということです。

2017. 7. 7 核兵器禁止条約、採択



次にこの条約の内容についてですが、前文に記載のある通り、最も重要なのは「いかなる国の核兵器の使用は国際人道法に違反する」というものであり、「いかなる国」とはつまり例外がありません。

前文

- ・国連憲章の原則
- ・核がもたらす破滅的な人道上の結末／リスク
- ・倫理上の要請
- ・ヒバクシャと核実験被害者が受けてきた苦しみ
- ・先住民族への影響、女性への影響
- ・国際人道法の原則
- ・いかなる核の使用も国際人道法に違反し、人道の諸原則・公共の良心に反する
- ・核軍縮の遅さと核兵器に依存した軍事政策を憂慮
- ・NPT(礎石)とCTBT(・検証)の重要性
- ・平和軍縮教育
- ・赤十字、NGO、宗教者、議員、ヒバクシャの役割

これまでの見解、例えば 1996 年ハーグ国際司法裁判所が出した勧告的意見につい

て言えば、「核兵器の使用は一般的には違法であるが、国家自衛のための極限状況では例外である」というものでした。今回「いかなる」という表現で、例外を認めませんでした。

そのロジックとは、核兵器被爆者と核実験被害者の苦しみを想起して、彼ら彼女らが被ってきた受け入れがたい苦痛を認識するならば、いかなる核兵器の使用も国際人道法違反であると言い切れるというものです。だからこそ核兵器に依存した軍事政策は間違いであると言い切ったわけです。

第1条(禁止)

締約国は、いかなる場合も以下のことを行わない

- a) 核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵
- b, c) 核兵器やその管理の移譲(直接、間接)
- d) 核兵器の使用、使用すると脅威
- e, f) これらの行為をいかなる形でも援助、奨励、勧誘すること
- g) 自国内に配置、設置、配備

この下で、締結国は第一条でいかなる場合も禁止する事項を明記しました。

それは、a)項で、核兵器を「持つことも、つくることがいけない」とし、b)項で核兵器を「使ってはいけない」とし、g)項で「持ち込んではいけない」としました。このように置き換える理由は、日本の「非核三原則」と対照して考えてください。ご存じのように「非核三原則」とは、「もたない、つぐらない、持ち込ませない」です。

こう考えれば、日本も参加できるのかという気もします。しかし日本が参加できない条項がどこにあるかと言えば、e, f)項にある「援助、奨励、勧誘してはならない」というものです。これがいま日本の抱える問題の本質です。

「核の傘」とはアメリカの核で日本を守ってもらうことです。つまりこれは明確に核兵器を使用することを前提にしているわけです。それはアメリカに日本を守るために必要な場合は核兵器を使って下さいというお願いです。それが「奨励」に当たります。仮にアメリカが日本を守るために核兵器を使うことがあり、そのために日本はおそらくアメリカ軍の行動を「援助」し、基地の提供、燃料の補給などを行うはずで

「核の傘」は、こうした条約の法律用語に置き換えてみると、核兵器の使用の援助であり、奨励と疑われることになるのです。それを政府に問い質さなければなりません。そこを国会で議論しなければなりません。しかしそういう議論をしていません。

なぜかと言うと、安倍首相や河野外務大臣らの政府首脳は、そのような論議の場に

乗りたくないからです。彼らは、参加しない理由を聞かれると、「アプローチの方法が違う」とか「核保有国との話し合いが必要」とかの曖昧模糊とした、かつ煙に巻くような論議しかしません。

煙に巻かれてはいけません。本来であれば、8月の広島・長崎の式典で安倍首相は、「核兵器禁止条約には入れません。何故ならば、日本は核兵器の使用を援助したり奨励したりする場合がありますからです。」と言ってくれた方が話が早いからです。彼らは、それを被爆者の前で言ってしまったら大変なことになるとわかっているから言わないのです。



それでは9条との関係についてお話ししたいと思います。

核による抑止力が日本の安全保障を支えているとの論客は普通にいます。そちらの方が多いいいかもしれません。

抑止力とは一体何でしょうか？それは軍事的な概念ですが、こちらが攻撃するという姿勢を示しておくで相手が抑止される、相手が思い留まるということです。相手が思い留まることを「抑止される」と言います。これが抑止力に関する基本的な考えです。何故相手が思い留まるかと言えば、そこに脅しが効いているからです。

つまり核兵器を使用するという脅しをかけているから相手が抑止されるという考えです。これは核兵器の使用という「威嚇」に他なりません。「威嚇」といえば、憲法9条1項には「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と書いてあります。

いま自民党を中心に憲法を変えると叫んでいます、彼らは、憲法9条1項までは、国民全体のコンセンサスであり、2項をどうするかという議論に持ち込み、ここに自衛権や自衛隊をどう書き込むかという論議にしようとしています。

あたかも 9 条 1 項がすでに平和主義者から保守的政治家まで全てのコンセンサスであるという議論がまかり通っていますが、これは本当なのでしょうか？

核兵器の使用という威嚇を国家安全保障政策の基本に据えていること、つまり核兵器の使用はすべからず国際人道法の違反であるという核兵器禁止条約ができた現状において、そのような武力の威嚇に依拠する国家安全保障政策を公言するということは、憲法 9 条 1 項に違反しないのかということをお聞きしたいのです。

私達は、この点について、核兵器禁止条約に対してどのような態度をとるのかということと合わせて、きちんと議論しなければならないと思います。

仮に自民党が憲法議論を前にすすめるようとするならば、議論の本質は、いずれにしても自衛権とはなにかということに行き着くと思います。自衛隊とは何か、自衛権とはなにか、それはどこで線引きするのか、できるのかということに他なりません。

いまの提起した問題に焦点を当てるならば、日本は、片や平和憲法を持ち、平和にコミットしており、武力の威嚇や行使をしないと言っておいてながら、武力でない自衛力がありますと言っています。「武力ではない自衛力」、「戦力ではない自衛力」、これは「おとなしい自衛力」だから認められるべきだと言っています。

一方で核兵器についてはどう言っているのでしょうか？日本政府の核兵器の保有と使用に関する憲法解釈はどのようになっているかをお考えください。そもそも 1978 年以降一貫して日本政府の憲法解釈は、「必要最小限の自衛にとどまる限りにおいては、核兵器の保有は憲法上認められる」と答弁しています。その上で日本は「非核三原則」により保有しないという政策であるとしています。

その後 1998 年に核兵器の使用に関する質問に対して「核兵器の使用も保有と同様に必要最小限の自衛として憲法上認められる」と答弁しています。しかしこの答弁をした大森政輔元内閣法制局長官は今年 2 月に出版した「法の番人として生きる—大森政輔元内閣法制局長官回顧録」（「あとがき」 P328～P332）にこう書いています。

彼は、先にふれたハーグ国際司法裁判所の勧告的意見などを踏まえた当時の自身の判断について、現役を離れた心境を告白し、「機会があれば、見解を覆し、前記の答弁は間違いである旨表明すべきかと自問自答することがしばしばです。」と述べ、その理由として、核兵器禁止条約の採択と ICAN のノーベル平和賞受賞を挙げています。

つまり、核兵器禁止条約によっていかなる核兵器の使用も、例え国家自衛のためであったとしても、国際人道法に違反するとし、その活動をすすめてきた ICAN にノーベル平和賞が授与されたことによって国際規範になりつつあるという今日、核兵器の使用が自衛権の範囲においては認められるという憲法解釈は、間違いだということをお告げしているわけです。

第2条(申告)、第3条(保障措置)、 第4条(核兵器の完全廃棄)

第2条(申告)

核を「持っていたが廃棄した」か、「持っている」か、
「他国の核を置いている」か30日以内に申告

第3条(保障措置)

IAEA保障措置(包括的保障措置)を最低限維持

第4条(廃棄)

- ・「持っていたが廃棄した」国→検証
- ・「持っている」国→廃棄プランを策定、実施・検証
- ・「他の国の核を置いている」国→速やかに撤去
- ・定期報告義務
- ・国際機関(international authority or authorities)

次に他の論点に移りたいと思います。

核兵器禁止条約は、2条から4条において、核兵器保有国が核兵器を廃棄する場合にはどのようにするかを定めています。簡単にいえば、まず申告し、国際機関のもとで廃棄プランを作成し、そのプランを実施し、その実施過程を検証し、廃棄した核兵器を処分するというものです。

これは南アフリカという国のモデルを参考に策定されています。南アフリカはかつて持っていた核兵器を廃棄した国です。彼らはかつてアパルトヘイトという人種隔離政策をとっていたことによって国際的に孤立し、国連の制裁対象となりました。孤立した国家として原爆の製造計画をすすめ、6発の原爆を製造しました。しかしアパルトヘイトを止め、民主国家へと転換するなかで、世界にむけて核廃棄を宣言し、国際機関の検証を受け入れて核兵器を廃棄しました。

かれらはその後核兵器禁止条約の制定に大きな貢献をしました。自分達の経験を活かしてほしいとの主旨から提供された様々な情報によって核保有国がどのようなプロセスで核兵器の廃棄を完了させるのかに関する検討に大きな役割を發揮しました。

そのプロセスは大まかにいえば、まず核兵器の運用状態を確認し、これを解体します。それは弾道の物理的破壊だけでなく、製造設備を使用不能にして製造できなくするというものです。

私達は、このプロセスをみてこれはいま北朝鮮で起きていることに丁度当てはまると考えていました。原則的に平和と非核化に合意したとすれば、次に非核化をどのように実施すべきなのかという論議になります。この論議の際にテレビの解説者は、どうやって不可逆的で検証可能な完全な核廃棄について実行性をもって執行させるのかは難しい課題だとよく言います。

しかし私に言わせて頂くなら、まったく難しくありません。北朝鮮がこの条約に入ればいいだけのことです。そのためにこの条約を作ったのです。そのための手続きが

書いてあります。もちろん細かな細則は今後詰めなければなりません、基本的なロードマップは作成済みです。

従って本当に米朝会談後に完全な朝鮮半島の非核化をすすめようとするならば、その構成する韓国と北朝鮮の両方がこの条約に入れば、達成可能だということです。

ところが、そのようにはなりません。何故かという、アメリカは、北朝鮮に核兵器禁止条約に入れと言え、自らも入れと言われることがわかっているからです。お互いに自国の核兵器はとっておきたい意志を持ちながら、相手に廃棄を求めるという交渉が成立するはずがありません。

どうすれば完全な核廃棄を履行させることができるのかという論議は、アメリカも韓国ももちろん日本もあります。しかしそのそばで、日本では我が国に核抑止力がなければ、日本の安全保障を担保できないという学者がたくさんいます。そう言うおいて、どうして北朝鮮に核廃棄の履行、つまり核抑止力を捨てろと言えるのかということが問われなければなりません。そこが非核化を担保する国際的な枠組みが求められる要因です。

現在、地域毎の非核化条約として、南極からはじまり、例えば東南アジア（バンコク条約）、アフリカ（ペリンダバ条約）、中央アジア（セメイ条約）、中南米（トラテロルコ条約）などで非核兵器地帯条約が締結されています。

これを置き換えれば、一定の地域の国々が核兵器禁止条約に一斉に加入すれば、例えば南北朝鮮同時加入、或いは日本を含めて同時加入すれば、この条約規定によって、その地域の非核地帯化を達成できるツールにできるということです。そういうことを活用し、こちらも非核化し、相手方にも非核化を求めていくことにしなければ、本当には非核化に至るわけがありません。このことがいま問われていることだと思います。先ほど述べたように ICAN がシンガポールに行き、提言した主旨はここにありました。

第6条(被害者援助と環境回復)

第5条(国内履行措置)

第6条(被害者援助と環境回復)

- ・核兵器の使用・実験で被害を受けた人々に医療的・社会的・経済的援助を行う義務
- ・核兵器の使用・実験に関連する活動で汚染された環境を回復する義務

第7条(国際協力と援助)

- 核兵器を使用・実験した国の援助責任

また条約 6 条に「被害者援助と環境回復」を規定しています。単に核兵器そのもの

だけでなく、核兵器の使用や実験による被害に対する援助を掲げています。特に実験による被害者は全くと言って良い程放置され、何の補償も受けていません。

条約が発効されれば、具体的な行動がはじまりますが、いまのままでいきますと、本来の一番の被害者は、広島・長崎の被爆者そして福島の大震災になるはずですが、残念ながら日本は、条約に入っていないために、何の貢献もできないということになります。こうした被爆者への援助や原発の汚染除去などをどのようにしたらよいか等について、世界にアドバイスする責務を負っていると思います。それも放棄されています。

核兵器禁止条約は、署名・批准・発効という段階を踏み、50ヶ国から批准されると90日後に発効し、正式な国際法になります。今日9月26日は、国連による核兵器全面廃絶のための国際デーと定めており、ニューヨークで核兵器禁止条約の署名批准式が開催されます。現在のところ20ヶ国前後が批准し、70ヶ国が署名すると思われます。署名開始1年で50分の20というところにきました。あともう1年ちょっとの来年の年末位までには50ヶ国に到達するだろうと見ています。保障の限りではありませんが、早ければ来年夏、遅くても再来年の前半発効するだろうと思っています。

先ほど、NPTという大きな条約と新たな核兵器禁止条約といいましたが、NPTは5年に一度再検討会議が開催されます。次の会議は2020年です。このまま行くと2020年位には核兵器禁止条約は発効していると思います。

ということは、核兵器禁止条約も締約国会議を開催することになります。ここで何かを話し合うかということ、核兵器の検証過程などの議定書の作業を進めることになります。

今後1年半後には世界の核兵器を巡る秩序は一方で核兵器禁止条約プロセスとNPTプロセスという二本柱の状況が並立することになります。この流れは暫く続きますが、歴史的転換という視点で見れば、NPTという核兵器をもつ国が主体となって大国と呼ばれプラスの価値を得ていた過去50年に渡る世界の秩序が徐々に終わりを告げ、核兵器は逆にノーベル平和賞授賞式でサーロー節子さんが述べた「絶対悪」、いかなる国であれ、核兵器をもつことは許されないという私達の価値が主流化することです。

それは、1年とか2年で切り替わるものではなく、暫くはダブルですが、ゆっくりとした地殻変動として、核兵器は「力」の象徴から「恥」の象徴へと移り変わる過渡期に入ったことがはっきりしました。

核兵器禁止条約がもつ最大の意味は、そのような価値の転換です。価値を転換しても意味がないと思われるかもしれませんが、人間社会は何か許されるものであるか、許されないものであるかという社会的な認識に対する規範の転換が人々の行動を大きく変えてきた歴史でもあります。

沢山の事例があります。奴隷制度はかつては必要悪でしたが、禁止されました。女性には参政権がありませんでしたが、男女平等の権利となりました。子供の権利が認められました。それまで、しつこくされ、許されていた暴力が禁止されました。たばこの例でいえば喫煙が当たり前でしたが、吸わないことは当たり前になりました。MeTooとしてセクハラを許さない活動になりました。LGBTもしかりです。

それはどれひとつとっても昔からあったおかしいことを「おかしい」と言うことによってその行動が変わっていくという過程です。

核兵器も考えれば人類を破滅させる自殺兵器ですが、これもおかしい話であり、私達を殺す兵器をみんながよってたかって持って、それで平和で安全だというそんな地球をみて宇宙人から見れば、おかしいと言うにちがいません。

そのおかしいと思うことと言えば、例えば私達がアメリカ社会をみて、皆がもつ銃が高校生への乱射事件に使われ、その痛ましいさから高校生が涙ながらに訴えた大統領が、「教師にも銃を持たせればよい」という言説を聴いて、私達はおかしいと感じます。それは銃のない社会に住んでいるからです。銃のない社会からみれば、銃でむかいあっている社会がおかしい、異常なのです。

宇宙人から見れば、いまの地球は全人類皆殺しの兵器を持ち合って、それを抑止力と言っているのはどうかしているわけです。

そのどうかしているということに気がついて、これはおかしいからやめましょうというように価値が変わっていくことによって、人々の行動が変わってきたというのが人類の進歩だと思います。そのことがいま核兵器の世界でおきているのです。

今後の課題についてお話したいと思います。

今後の課題

第1の課題

署名・批准の促進 → 50カ国で発効/被爆者の役割

第2の課題

核兵器禁止条約の存在についての広報、教育

第3の課題

核の傘下国の核政策 核使用・威嚇の「援助、奨励」

第4の課題

将来的加入を視野に入れた関与 検証等精緻化

第5の課題

企業・金融機関への働きかけ

ICANとして、まず署名と批准を促進させ、50ヶ国の批准で発効させ、それに止

まらず国連加盟国の過半数、3分の2、更には4分の3の国が締約国となる条約にしていくということだと思います。

そのために皆さんにお願いし期待したいことは、今後の課題として第2の課題にある「核兵器禁止条約の存在についての広報と教育」です。一昨日明治大学でNGO主催のシンポジウムがあり、吉永小百合さんにきていただきました。ほんとにICANの受賞を喜んで頂きました。手紙でこのシンポジウムに来てくださいとブックレットを添えてお願いしました。楽屋までその本を持ってきてくれて、読み込んでくれていて、会場では、「重要な条約なので、是非みなさんとともに働きかけていきましょう」と呼びかけていただきました。

やはり知ることによって、議論が始まります。みなさんにはいろいろな手段を通じて、この問題があるということを取り組んで頂きたいと思います。

先ほどもいいましたように政府はこの条約を知らせたくありません。国民が知れば知るほど、政府の立場をまずくなるのがわかっているからです。

更に第3の課題として、核の傘下の核政策、使用・威嚇に対する「援助、奨励」では憲法9条との関係もあります。また第4の課題として、将来的な加入を視野にいれた関与として、北朝鮮との関係もすすめることが重要です。第5として、企業・金融機関への働きかけを重視して取り組んでいます。

9月26日の国際デーに合わせてICANは現在全世界で金融機関：「BNPパリバ」に対する働きかけを行っています。この機関に核兵器に対する投資をやめるよう働きかけをしています。

私達の調査によれば、現在世界で329の金融機関が核兵器製造会社20社に55兆円に上る融資を行っています。その内日本の7金融機関（千葉銀行、三菱UFJフィナンシャル、みずほフィナンシャル、野村グループ、オリックス、三井住友フィナンシャル、三井住友トラスト）が2兆円を融資しています。

核兵器禁止条約ができたということは、対人地雷、クラスター爆弾が禁止されたときと同様に非人道兵器になったことに伴い、非人道兵器製造に対する融資は、非人道行為の延長行為であると認定されます。

最近銀行は、社会的責任に対して敏感になっていて、持続可能性や環境にやさしい活動への配慮、過剰ローンとか人権侵害防止などの社会的貢献：CRSを企業評価の基準として会社を選ばなければならないという動きになってきています。ICANはこの動きのなかに核兵器の問題を組み込むことを重視して取り組んでいます。

つまり「核兵器にお金を貸すな」という運動をすすめていくということです。日本にはまだありませんが、一部ポリシーとして核兵器企業には融資しないと宣言するところも生まれはじめています。日本で先ほどの7金融機関による融資を指摘する発表をしたところ、慌てふためいて7社からのメールや連絡がありました。この内容は、

ICAN 日本語版ホームページで公開していますのでご覧ください。（「核兵器にお金を貸すな」：<http://peaceboat.org/22714.html>）

このような活動を積み重ねることで、消費者や人々の声が高まれば、仮に政府が条約に入れなくても、核兵器を継続して開発したくとも、銀行がお金を貸してくれないなければその国の核兵器の開発、製造、長期維持が事実上できなくなるからです。

このようななかでヒバクシャ国際署名はとても大事な活動です。この条約を通じて核兵器を廃絶しようという声を明確に数字として表し、各地方自治体からの意見書も重要な役割を果たしています。先に述べたような取り組みと組み合わせながら、国会への意志表示をすすめ、日本における論議を変えていくことをともに力をあわせてすすめて行きたいと思います。



最後になりますが、新版「核兵器を禁止する」という本を岩波ブックレットとして出版しました。是非このようなツールも活用して頂き、核兵器廃絶の取り組みをともにすすめていきたいと思います。ご静聴ありがとうございました。（完）

追記：この講演録は、講演者であるピースボート川崎哲さんの了解に基づくものです。尚文責は大学生協九条の会事務局（編集部）にあります。（2018年10月3日）

